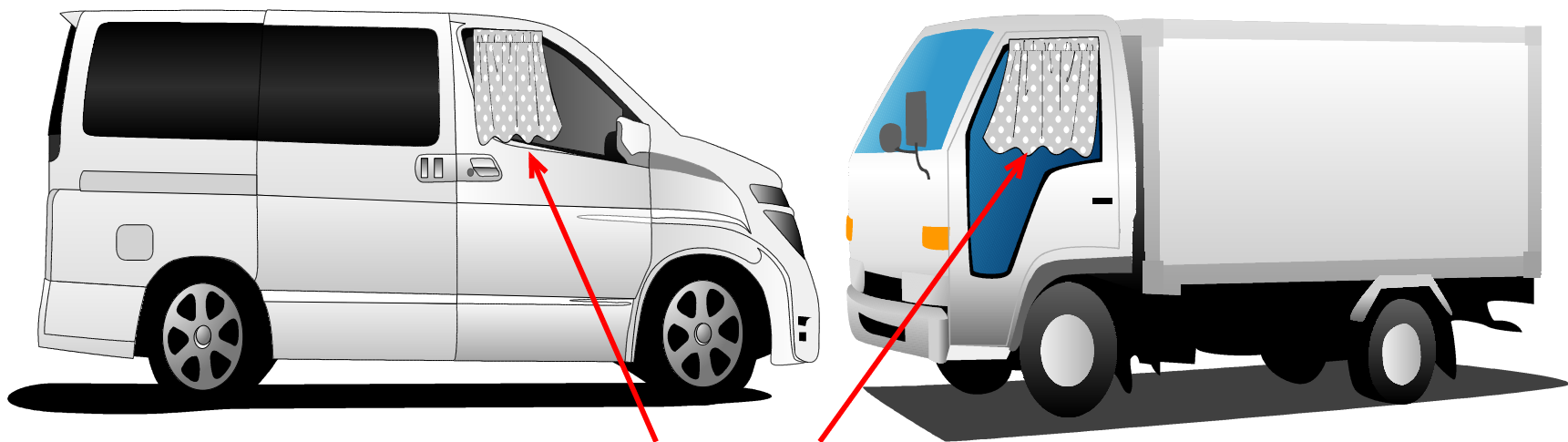


# 交通安全ニュース

せたな警察署  
Tel 0137-84-6110

## 死角を作らない!



このようなカーテンやサンシェイド等を運転席や助手席の窓に取り付けたまま走行したり、助手席に荷物を積むなどして、視界を妨げる行為は**大変危険**です。

カーテンなどを付けたまま走行することにより**死角**を生むことになります。

視界を妨げる状態で車を運転する行為は

**交通違反（乗車積載方法違反）** となります。

### 道路交通法第55条第2項

車両の運転者は、運転者の視野若しくはハンドルその他の装置の操作を妨げ、後写鏡の効用を失わせ…（中略）…るような乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。

反則金 大型車、中型車 7,000円 普通車 6,000円 違反点数 1点



とくに、トラックは、死角が多い分、視認性を高める必要があります。カーテンや助手席の足下の窓、助手席に荷物や棚を置いたまま走行していませんか？



**視界を妨げ、死角を作ることにより、重大事故に繋がる可能性があります。**

ストップ・ザ・交通事故～めざせ安全で安心な北海道～

